

# 東京都住宅供給公社契約規程第 24 条第四号にかかる指名競争入札に付す場合に関する要綱

令和 3 年 3 月 3 1 日

公社要綱第 30 号

(目的)

**第 1 条** この要綱は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が行う指名競争入札について、東京都住宅供給公社契約規程（以下「契約規程」という。）第 24 条第四号にかかる指名競争入札に付す場合を規定することにより、公社の契約に関する業務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(指名競争入札に付す場合)

**第 2 条** 契約規程第 24 条第四号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 契約の確実な履行を期するため、契約規程第 9 条第 1 項に準じて、定型的に入札参加者の資格を求めるとき。
  - 二 受注能力を超えた入札参加による落札後辞退を抑制するため、同日公表の他の同一業種案件との重複申込みを制限するとき。
  - 三 工事受注の偏りを平準化するため、落札者の他の同一業種案件への入札参加を制限するとき。
  - 四 契約の確実な履行を期するため、公社に登録している本支店等の所在地の範囲を制限するとき。
  - 五 入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を求めることにより、入札参加者が少なく十分な競争性が確保できないおそれがあるとき。
  - 六 その他、理事長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項第六号に該当する場合は、理事長の決定によらなければならない。

## 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。